

シーボニアヨットクラブ

相模湾オープンヨットレース 2025

《 ジュリーの方針 》

1. 水上でのインシデントに対するジュリーによる抗議

1.1 通常、ジュリーは、グッド・スポーツマンシップ(RRS2)の明らかな違反を目撃しない限り、第2章の規則違反に対して抗議はしません。ジュリーが抗議を検討する違反の例には、以下のようなことがあります。

(a) 意図的に規則違反したり、または、免罪される理由がないのに規則違反したことを知っていながら、適切なペナルティーを履行しない; (b) 度々不必要に叫んだり、汚い言葉かけたりして、他艇を威嚇する; (c) チーム戦術、自艇の順位を損なってでも他艇の成績を良くするために行動する; (d) 損傷または傷害、または明らかな有利獲得をもたらす、またはもたらす可能性のある帆走。

2. 外部の援助

2.1 RRS 41 は、その艇の準備信号から適用されます(RRS 41 および定義「レース中」を参照)。 準備信号後に支援艇から指示を受けたり、装備品を交換することは RRS 41 に違反しています。

3. 裁量ペナルティ

プロテスト委員会はある違反行為に対して適切なペナルティーを決定する裁量権を持つ場

合、そのペナルティーの範囲はゼロ点からDNE（除外できない失格）にまで及びます。ペナルティーを決定するにあたって、プロテスト委員会はこの文書を指針として用います。

・番号はレース公示 [N O R] 帆走指示書 [S I] の項目番号を示す

・「+○%」はレース所要時間に対して追加する時間の割合を示す。「○%～○%」はプロテスト委員会が審問を行った上で内容を精査して判断する。

・「合理的な理由」「軽微」については、プロテスト委員会が審問を行った上で内容を精査して判断する。

(A) 安全にかかわるもの

- ・合理的な理由のあるもの +0%～2%
- ・その他のうち軽微なもの +3%
- ・その他 +5%

<対象>

SI

5.ライフジャケットの着用

17.帰着申告

26.安全規定（他艇について）

- ・RRS第2章以外の軽微な違反中安全に関わるもの

(B) レース運営の公平にかかわること

- ・合理的な理由のあるもの +0%～2%
- ・その他のうち軽微なもの +3%
- ・その他 +5%

<対象>

SI

6.レース艇の識別

12.スタート方法

- ・RRS第2章以外の軽微な違反中レース運営の公平に関わるもの

(C) マナー、シーマンシップに関わること

- ・ 合理的な理由のあるもの +0%～2%
- ・ その他のうち軽微なもの +3%
- ・ その他 +5%

<対象>

SI

25.環境責任

- ・ R R S 第2章以外の軽微な違反中マナー、シーマンシップに関わるもの

2025年7月5日

プロテスト委員長